Ⅱ　火山災害対策編

【資料第 90】

桜島火山防災協議会規約

（趣旨）

第１条　桜島火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号。以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき、桜島において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議等を行うため、鹿児島県（以下「県」という。）並びに鹿児島市及び垂水市（以下「関係市」という。）が共同で設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議等を行う。

(1)　火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関すること。

(2)　県及び関係市の地域防災計画に定めるべき事項等に関すること。

(3)　火山活動状況や関係機関の火山防災対策の状況等に関する情報の共有に関すること。

(4)　定期的な火山防災訓練の実施等に関すること。

(5)　その他、会長が必要と認める内容に関すること。

（協議会の組織）

第３条　協議会は、別表１に掲げる構成員で構成する。

２　協議会に会長１名を置く。

３　会長は、法第４条第２項第１号に定める県知事をもって充てる。

４　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

５　会長は、協議会を代表し会務を総理する。

６　別表１に示す法第４条第２項第７号及び第８号の構成員については、会長が任命する。

７　前項に定める構成員の任期は２年とし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（協議会の開催）

第４条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

２　構成員に代わり会議に出席する者（以下「代理構成員」という。）がある場合は、構成員から委任を受けた者でなければならない。

３　会議は、構成員または代理構成員（以下「構成員等」という。）の過半数が出席しなければ、これを開き、議決することができない。

４　議長は、構成員等として議決に加わる権利を有しない。

５　会議の議事は、出席した構成員等の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

６　協議会が必要と認めるときは、構成員以外の者に対して資料を求め、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
７　会議は原則として公開とする。ただし会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
８　法第５条第２項又は法第６条第３項に定める意見聴取は、第５項に規定する議決をもって協議会の意見とする。

（協議会の書面開催）
第５条　会長が適切と認めた場合は、書面により協議会を開催（以下「書面開催」という。）し議決することができる。
２　書面開催により議決する場合には、第４条第３項から第６項までの規定を準用する。

（協議結果の尊重義務）
第６条　法第４条第３項の規定に基づき、協議会において協議が整った事項について、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

（事務局）
第７条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２　事務局は、県の火山防災を所管する課に置き、当該課長が事務局長を務める。
３　事務局に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

（委任）
第８条　この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が協議会に諮って定める。

附　則
この規約は、平成 28 年 8 月 10 日から施行する。
この規約は、令和 4 年 8 月 10 日から施行する。

別表１

桜島火山防災協議会の構成

法第４条における区分		構成機関等		構成員（職名）
第１号	1	鹿児島県		知事
	2	鹿児島市		市長
	3	垂水市		市長
第２号	4	気象庁	鹿児島地方気象台	台長
第３号	5	国土交通省	九州地方整備局	局長
第４号	6	陸上自衛隊	第12普通科連隊	連隊長
第５号	7	鹿児島県警察本部		本部長
第６号	8	消防	鹿児島市消防局	消防局長
	9		垂水市消防本部	消防長
第７号	10	火山専門家	京都大学	火山物理専門家
	11		鹿児島大学	火山地質専門家
	12		鹿児島大学	砂防専門家
第８号	13	観光関係団体等	鹿児島県観光連盟	専務理事
	14	海上自衛隊	第１航空群	群司令
	15	海上保安庁	第十管区海上保安本部	警備救難部長
	16	国土交通省	九州運輸局鹿児島運輸支局	支局長
	17	農林水産省	九州農政局	地方参事官
	18	国土地理院	九州地方測量部	部長
	19	林野庁	九州森林管理局	鹿児島森林管理署長
	20	日本赤十字社	鹿児島県支部	事務局長
	21	九州電力	鹿児島支社	執行役員鹿児島支社長
	22	ＮＴＴ西日本	鹿児島支店	支店長
	23	霧島市		危機管理監
	24	姶良市		危機管理監兼危機管理課長
	25	霧島市消防局		消防局長
	26	姶良市消防本部		次長兼警防課長

※　第２～４、８号構成員は、事前の関係機関照会により職名を決定

【資料第91】

火山防災連絡会設置要綱

（趣旨）

第１条　火山防災連絡会（以下「連絡会」という。）は、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島、中之島の火山活動状況や想定される火山現象に対する対応等について、県、関係市町村、防災関係機関及び火山専門家（以下「関係機関」という。）の実務者間で、情報共有や各種調整等の連携を確立し、円滑な火山防災対応に資する目的として鹿児島県（以下「県」という。）が設置する。

（所掌事務）

第２条　連絡会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項を所掌する。

(1)　火山活動状況、想定される火山現象、火山防災体制・対策等について、平時からの情報共有及び知識の蓄積等に関すること。

(2)　発災時及び火山活動が活発化した際、次に掲げる事項の情報共有や調整等に関すること。

①　火山活動の状況や見通し

②　各機関の防災体制や応援体制の状況

③　避難対象者等の情報把握

④　その他、関係機関で相互に情報共有しておくべき事項

(3)　火山防災協議会へ諮るべき事項に対する関係機関相互の事前調整

(4)　その他、会長が必要と認める内容に関すること。

（連絡会の組織）

第３条　連絡会は、火山毎に別表１から別表５（以下「別表」という。）に掲げる関係機関で構成する。

２　連絡会に会長を置く。

３　会長は、県危機管理防災局危機管理課長をもって充てる。

４　連絡会への参加者は、別表に掲げる各関係機関の長が、開催される会議の内容に応じて都度選出する。

（連絡会の開催）

第４条　連絡会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認める際、火山毎又は複数火山合同で、都度必要な関係機関を招集し、会長又は県危機管理防災局危機管理課の出席職員が進行する。

２　会長が必要と認めるときは、別表に掲げる関係機関以外の者に対して資料を求め、又は会議への出席・助言等を求めることができる。

（事務局）
第５条　連絡会の事務局は、県危機管理防災局危機管理課に置く。

（委任）
第６条　この要綱に定めるもののほか、連絡会の事務の運営上必要な事務は、会長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成 28 年 12 月 27 日から施行する。
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（別表１）

桜島火山防災連絡会の構成

関　係　機　関　名			職　　名
会長	鹿児島県危機管理防災局危機管理課		課　　長
1	鹿児島県		会議内容に応じて都度選出
2	鹿児島市		〃
3	垂　水　市		〃
4	気　象　庁	鹿児島地方気象台	〃
5	国土交通省	九州地方整備局	〃
6	陸上自衛隊	第12普通科連隊	〃
7	鹿児島県警察本部		〃
8	消　　防	鹿児島市消防局	〃
9		垂水市消防本部	〃
10	京都大学防災研究所火山活動研究センター		〃
11	火山地質専門家		〃
12	火山砂防専門家		〃
13	観光関係団体等	鹿児島県観光連盟	〃
14	海上自衛隊	第１航空群	〃
15	海上保安庁	第十管区海上保安本部	〃
16	国土交通省	九州運輸局鹿児島運輸支局	〃
17	農林水産省	九州農政局	〃
18	国土地理院	九州地方測量部	〃
19	林　野　庁	九州森林管理局	〃
20	日本赤十字社	鹿児島県支部	〃
21	九州電力	鹿児島支社	〃
22	ＮＴＴ西日本	鹿児島支店	〃
23	霧　島　市		〃
24	姶　良　市		〃
25	霧島市消防局		〃
26	姶良市消防本部		〃